

---

平成24年6月22日（金曜日）

---

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

出席議員（14名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長 兼地域生活課長	佐藤 広志 君
総合支所町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 徳憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局長	高橋 一清 君
------	---------

---

事務局職員出席者

事務局 長	阿 部 敏 克
次長兼総務係長 兼議事調査係長	佐 藤 孝 志
主 事	加 藤 優美子

---

議事日程 第4号

平成24年6月22日（金曜日）

午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 議案第64号 平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）
  - 第 4 議案第65号 平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
  - 第 5 議案第66号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）
  - 第 6 議案第67号 平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）
  - 第 7 議案第68号 平成24年度南三陸町町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
  - 第 8 議案第69号 平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
  - 第 9 議案第70号 平成24年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）
  - 第10 発議第 2号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書の提出について
  - 第11 推薦第 1号 農業委員会委員の推薦について
  - 第12 閉会中の継続調査申出について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） 定例会4日目でございます。本日も慎重審議をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において1番千葉伸孝君、2番高橋兼次君を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

---

#### 日程第2 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に既に配付しておりますとおり、議員提案1件、議員提出議案1件、町が出資する法人（一般社団法人南三陸町観光協会）の経営状況を説明する書類1件が追加して提出され、これを受理しております。

ここで暫時休憩をいたします。

町が出資する法人（一般社団法人南三陸町観光協会）の経営状況を説明する書類について、伺いたいことがあれば伺ってください。

午前10時01分 休憩

---

午前10時12分 再開

○議長（後藤清喜君） 再開いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第3 議案第64号 平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）

○議長（後藤清喜君） 日程第3、議案第64号平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の細部説明が終わっておりますので、昨日に引き続き質疑を続行いたします。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましてはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） それでは、二、三質問をさせていただきたいと思います。

40ページの12款復興費の中からお願いいたしたいと思います。

22節補償補てん及び賠償金ということで3,000万円ばかり計上されている中で、防災集団移転用地の立木の補償費というふうに説明がされてあるんですけども、この用地はどこなのか、あるいはその面積はどのぐらいになっているのか。そして、さらに補償費として買い上げていただいた立木石数といいますか、石単価といいますか、そういったようなものがどのぐらいで契約されたというか、売買されたのかお願いいたしたいと思います。これが1点でございます。

それから、次の41ページの、もちろん12款の中の埋蔵文化財発掘調査事業費なんですけれども、この進捗状況と、これが非常に集団移転造成に支障を来しているんじゃないかなというふうな思いがあるものですから、現在候補地と挙がっている高台移転地にかかわる文化財はどの辺、何カ所ぐらいあってこれだけの金額がかかるものか、それがいつごろまでに終わるのか。

と申しますのは、高台移転の候補地は既に昨年9月にお示しあったわけなんですけれども、その後一向に、一般被災者を含めて進んでいないのではないかという声が多分に聞かれるものですから、そういうところをひとつ進捗状況もあわせてお願いいたしたいなというふうに思います。

それから、もう一つなんですけれども、30ページ、土木費の中の道路橋りょう費の中でお聞きしておきたいなと思いますのは、台風被害の状況がどれほどだったのか後日報告というようにことでもあったんですけれども、私お尋ねしたいのは、今回の台風でも支障を来した汐見塩入周辺の、つまり警察署の周辺が一番かと思えますけれども、45号あるいは398号線等々の地盤沈下している箇所を考えますときに、そこにズリですか。ああ、砂利というのかな。砂利でもズリでもいいんですけども、そういうものでもってかさ上げできないか、あるいは仮舗装しておかれたら交通の支障が少なくなるんじゃないかなというように思いがするわけです。それは、台風がなくとも高潮等々で浸水している箇所でございますから、そういうことの気配りといいますか、配慮をひとつ考えていただければなど。

さらには、もう一つここで聞きたいのは避難道ですよ、避難道。これは、やっぱり車が渋滞

したときに避難道としての、つまり車が通れるぐらいの道路が今回の震災でも少なかったということからして、やはりこれは渋滞したとき、いまだに思うんですけれども、ここに避難道が1本、2本、いや3本ぐらい入っていたらば、こんなに渋滞ができて被害がなかったのかなと。もし、今突然にやってきたらば、また同じことを繰り返すんじゃないかなというように思っている中でこのことをお尋ねするわけですが、お願いしたいと思います。その避難道の中、あるいは災害対策本部等々を設置されたときに、前回も一般質問でお尋ねしてあるんですけれども、裏道路というのか、山道といいますか、大沢道路から磯の沢線というんですか、この辺をどういうふう考えているか。

台風4号以来、私も調査を兼ねて通ってみたことがあるんですけれども、降雨による土砂流水があつて通行に支障ができていてということで、台風4号のときも対策本部をつくったんですけども、そういうときに役立つ避難道、そういうことも考えておられるかどうか、この項ではそういうことをお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、まず立木補償の関係でございますが、今回防災集団移転用地として立木補償費という形で上げてございますが、この場所につきましては寄木葦の浜地区の団地、それと藤浜、それと新井田館跡、この部分が一番面積的にも7.5ヘクタールほどの補償費として計上させていただいております。

石数とか、売り払いについてはまだこれから、概略で計上させていただいておりますので、実測に入ってから数値等が出てくると思いますけれども、補償費相当分を計上させていただいているというところでございます。面積的には、今申し上げましたが新井田館跡で7.5ヘクタール、寄木葦の浜、藤浜で3.1ヘクタールでございます。

それと、次に防災集団移転と埋蔵文化財等の現状ということでご質問をいただきました。埋蔵文化財につきましては、これまで移転候補地として示された中で、文化財のかかわりあるところは6カ所ございました。

6カ所を順に、その進捗も含めてご説明させていただきますが、まずは清水浜地区で候補の予定でございました要害館跡、これにつきましては清水浜地区が、遺跡の調査に数年かかるというお話も県のほうからございましたので、移転候補地を見直して、試験掘り等の調査は行ってございません。

それと、中瀬町からご要望のありました地域で、おたまや遺跡という遺跡がございます。これについても、同様に調査に時間を要するだろうということで、移転候補地をかえていると

いう状況です。

それと、あと三つ目、波伝谷の松崎遺跡、ここにつきましては城跡等の遺跡ということで、ここについては移転候補地としての方向性で現在も進んでございまして、県のご協力のもと4月20日から5月中旬までかけて試掘ですか、予備調査ということで調査をいたしました。それで、神社が中心にあるんですが、そこ以外につきましては造成については問題ないだろうという見解を示されております。

それと、津ノ宮の若宮遺跡という遺跡がございます。ここにつきましても、5月から6月の頭にかけて予備調査、試験掘りを行いました。これについても、予定候補地については遺跡から外れている場所であろうという見解が示されましたので、今後工事もそこに入れるような状況になっております。

五つ目ですが、長清水の後山館跡という遺跡がございます。ここについても、一時候補地と示されましたが、地域として時間がかかるということで候補地を、場所を変えておりますので、試験掘り等は行っておりません。

最後に、志津川市街地の中央地区に当たります新井田館跡でございます。ここについては、これまで3回ほど県の担当、文化財保護課と現地調査を行っておりますけれども、ここについては発掘、試験掘りも含めて調査を実施する必要があるだろうということで、現在その準備をしているところでございまして、まず第一にその関係する地域の立木の補償費を計上させていただくとともに、40ページに予算のちょっと組みかえを出させていただいておりますが、遺跡調査にかかわる費用を集団移転の中で行うということでございます。来月には、調査に関します地元の説明会等も開催する予定となっております。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、2点ほどご質問ございましたのでお答えをさせていただきますと思います。

1点目、汐見周辺の浸水対策ということでございますが、大分地盤が沈下をしまして海面の影響を受けているという状況でございます。参考までに、計算上、満潮時の推移が標高でいいますと志津川の場合は72センチということになりまして、震災前、病院周辺で一番低いところで67センチでございました。役場の前で約1メートル10、それからオリエント周辺の交差点ですと1.07か5、どちらかだと思いました。その程度の高さでございました。広域沈下によりまして、70から80の全体的に沈下をしているということをお考えますと、最低でも50センチないし60センチのかさ上げが必要だというふうに考えてはおります。

ただ、全体的に限られた資料の中で今計画を検討しているところでございますので、具体的にその対策の範囲とかにつきましては、これから現地調査をしながら決めていきたいというふうに考えております。

それから、2番目の避難道の整備についてでございますけれども、前の一般質問の中でもお答えをしているんですが、現在市街地の周辺でも高台移転の計画を進めているところがございます。それに伴いまして、各高台移転の移転場所をつなぐ、連絡する道路網の計画もあわせて行っているところございまして、今ご質問にあります大沢線の周辺もそれとラップする可能性がございますので、その辺とあわせながら必要な箇所については検討してまいりたいと思います。そのため、計画の実施については若干時間が必要かなというふうに思っております。

ただ、その間、当然対応するためには現在の道路を維持管理しながら、そういう緊急時には不備がないように対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） るる説明をいただきまして了解はできますけれども、まずもってその防災集団移転の立木の補償費なんですけれども、あるいは場所等々、なかなか立木が切られもしない、あるいは候補地はあっても進まないなというのが、進まない進まないという声が多く聞かれたものですから、この項目に対してお尋ねしているわけなんですけれども、つまり合わせて7.5ヘクタールあるということで、この分については既に目に見えた高台移転の候補地の造成が始まるんだなというふうに感じ取らせていただきました。

さらに、その立木価格として3,000万円、まず上がっているんだけれども、それがどのぐらいの単価で取り引きできたのかということに対しては、まだ明確な答えが出されていないように今思ったんですけれども。

なぜかという、これから進めるやっぱり候補地の立木価格というものが、今回決められた価格で、場所的にはそれは違うかもしれませんが、結局それが基準となつての売買価格、取り引きになろうかというふうに思いますので、そういうことでお尋ねしているわけでありまして、その辺もしおわかりでしたら、あるいは考えておられる買い取り価格ですか、石単価はどのぐらいだというぐらいは出せるんじゃないかなというふうに思いますので、この点はひとつお願いしたいと思っております。

次に、埋蔵文化遺跡のことについてでございますけれども、候補地にこんなに多くの埋蔵遺

跡、文化遺産があったのかなというふうな思いがするわけなんですけれども、これを候補地の変更をしないとすれば、貴重なもので今日に至ってあるんでしょうけれども、特例措置みたいな遺跡の移設みたいなのか、あるいはその改葬までということにはできないものかどうかなんです。と申しますのは、例えば仏様の墓石を移すときには改葬許可をいただければ、当然移設ができるわけですよ。そういうようなものと、事違うかもしれませんが、これができないものかどうか。できるとすれば、その候補地を即造成というような形で、あるいは買い取りというような形で進められるんじゃないかなと。この辺が、高台移転造成の支障、つまり妨げになっているんじゃないかなとも思うんですけれども、この辺の考え方をひとつお示し願いたいと思います。

それから、次に避難道の件なんですけれども、実際に台風4号の降雨量は、1時間雨量にすると30そこそこであれば、それほど多い雨量ではなかったのではないかなと。それにもかかわらず、通行どめあるいは右折回路して、今回の台風の被害部分といいますか、それが乗り切れたわけなんですけれども、あそこいまして、警察署のあたりですね。いま少しかさ上げしておけば、余り危険等が今回でもなかったんじゃないかなというふうな思いもするので、ぜひあの周辺は、これはズリ押しで、かさ上げして、仮舗装してというような形で当分、交渉をしていただきたいのと、そして実施すべきじゃないかなというふうに思います。

それから避難道の件ですけれども、考えられてはいるということで、もちろん一般質問等々で私だけでなくして多くの方が、今日に至るまで何回となくこの避難道についてはお話しされている案件でもございますから、ぜひこれを考えるべきだというふうに、考えておくべきだ、実施すべきだというふうに思いますので、この辺をもう一度、簡単に結構ですからご答弁いただきますようお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 立木の石数、単価というお話しでございましたが、今回は現地調査した上で胸高直径30センチの杉という樹種のもとで、用対連の単価に基づいて計上させていただいております。今後、詳細な調査、1本1本調査をした上で、全体の数量、ボリュームをつかむこととなりますので、そういった中で契約をしていくということになると思います。

それと、あと文化財の範囲とかにつきましては、私どもは開発事業者側という立場ですので、文化財に対していろいろお話しをするということはちょっとできませんので、担当の生涯学習課長からその件については答弁させていただきます。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 遺跡の関係は、南三陸町全体では100近くあるわけですが、そういう中で集団移転とかにかかわる分について特別に、特区とか早くもうやるというふうなのはなかなか今の制度上は難しいんですが、新井田館跡についても文化財保護課長が直接現地に来て平場とかの確認をして、県としても最優先にしたいというふうな話もしていますので、いろんなこれから航空写真とか何かも撮って、それによってなるべく早くしたいというふうなことでございます。

あと、遺跡の調査につきましては、いろいろ範囲とかその分布状況によっても違うんですけども、山形で発見された縄文のビーナスみたいな国宝級のそういう遺跡とか遺物、遺構が発見されない限りは、今の段階では県の職員、文化財保護課の学芸員が中心になってやっておりますが、そんなに時間がかかるような形ではないと思いますので、これからはあとは民間の埋蔵文化財センターの力を借りてというふうな国の要請もありますので、今後のそういう推移を見ないとわかりませんが、きちっとした調査だけすればそんなに時間がかかるものとは思われませんので、そういう形で進めたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 国道のかさ上げについてでございますけれども、先日の災害報告の中で副町長のほうから今後ご要望してまいるという回答をしていると思っておりますので、それでご了解をお願いしたいというふうに考えております。

それから、避難道につきましては、繰り返しになりますけれども、基本的には道路の整備につきましては復興交付金を予定しております。当然、高台移転と同じ交付金になりますので、似たような場所に似たような機能を持つものを複数というのは、なかなか難しいと思っております。そこで、一たんそういうのは整理をさせていただいてから、必要なものについては対応するようにしたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 十分納得したとは言いがたいわけでございますけれども、時間もまいりますので私もこの辺で質問を終わりますけれども、ぜひ形として目に見えるように事を進めさせていただきたいというふうなことをお願いしておきたいと思っております。それが、とりもなおさず被災住民のひとつの安心度につながるんだということを私からお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ぜひ頑張ってくださいと思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 初めに、13ページの県の支出金になるんですが、学び支援ということで1,020万7,000円の予算を県のほうから100%ということであるわけですが、この寺子屋という形で社会教育の一環として行われるわけですが、この1,020万7,000円の内訳といいますか、どういうふうな使い方をされるのか。それが、まず第1点ですね。

それから、21ページの歳出になるんですが、この仮設の関係で今回移築ということで、談話室ですね、計上になっております。この仮設の件に関しましては、以前私も仮設の入居希望者あるいは空き家の関係で質問をしておりました。当時の課長の答弁ですと、空き家が22戸で、現在仮設の入居を希望している世帯が170世帯に上っているということで、かなり希望者が多いと。その空き家の実態、それからその希望者の優先順位といいますか、そういったことも調査しながら進めていくんだということでありましたので、あれから日数もたっておりますので、現在の状況等はどうなっておるか、まだまだ希望者が多くて空き家が足りない状態にあるのかどうか。

それから、その希望者の中に、最初希望しても入居対象にならなかった方々もさらに希望しておるのかどうか、そういった方が大体何世帯ぐらいあるのかですね。要するに、実際入るべき方が入れないでいる人数というのは、実態として幾らぐらいになっているのか。そして、仮設の本当の不足数というのがどれぐらいになっておるかということをお聞かせいただければと思います。

それから、26ページなんですが、きのうも同僚議員、この農業費のマスタープランの質問をされておったようですけれども、今年度2カ所の基盤整備といいますか、水田の説明がありました。そのほかにも面積のいろいろな問題もあるでしょうから、全体としての整備事業の中には入らないでやられるといいますか、希望している農家の方々もおるわけですね。そこで、ちょっと質問するのは、実際今まで休耕しておった田んぼがあるわけですね、何年も。そこに津波が来たと。この事業に乗って整備をしたいという方もいるわけですよ。話がもう、農家の方々にやっぱり飛んでいっているんです、この事業に関して。一応、国でただでやってもらうんだから、この際やってもらおうと。ただ、果たして続けるというか、田んぼとして再利用するかという、そうでもないような方もいるようなんですね。ですから、その辺の、課長のきのうのお話ですと、自分が再利用しなくても誰か借りる方がいれば貸して、そこでやってもらうんだというお話がありましたけれども、その借りる方がおればいいんですが、ない場合はどうなるのか。またそのまま、せっかくその予算で水田を整備しても、また草ぼうぼうという形になるのも目に見えているわけですよ。だから、そういった方々の

調査といえますか、意向調査ですね。それをやっぱりきちっと、この事業が始まる前にやっぱり調査しておかないとまずいのかなという感じがするので、その辺の考え方、これからの進め方ですね。それをお聞かせください。

次に、29ページのこの委託料ですか。この委託料は1,165万円ですね。4カ所ですね。これはどういう団体というか、この委託をするのか。内容的なこともお聞かせいただきたいというふうに思います。

次が、40ページの防集なんですけれども、これは全体にかかわることなんです、一般質問あるいは質疑等でこの町の支援策ということ随分皆さん質問されておりました。この高台防集で土地を買うか、あるいは借りるかという今、二つの選択で進められておるわけですね。そういった中で、仙台市は35年間無償で土地は貸しますよということで、これは独自の支援策ということで打ち出しております。その背景といえますか、理由には、自分の流された土地を売っても買い求める土地が高くて買えない、あるいは買っても今度は新築をする建設費が足りなくなるということで、借りても月1万円なり2万円なりを出さなければならない。そうしますと、新しくうちを建てても今度はそのローンを払わなければならない。しかし、まだ前のうちのローンが残っていると、要するに二重ローンですね。そうしますと、賃貸料の1万円か2万円かその場所によってはわかりませんが、その支払いも難しいんだという背景の中で、仙台市は35年間の無償貸し付けということを打ち出しているわけです。我が町でもそういった境遇といえますか、悩みを抱えている方が結構いるわけなんですよ。そういったところで、果たして今、買い取りと貸し付けということだけでいいのかなという感じがするんです。

先般、私ども議会、復興大臣のほうに陳情に行っていました。私、この話も復興大臣に直接お話しをいたしました。そうしたら、町のほうで取りまとめて上げてよこせと、検討するというような話をされましたので、この辺のところをぜひ調査して、この町にそういった方々が何人ぐらいいるのか、それをまとめて復興庁のほうに上げていただきたい。そうしましたら、それに対する交付税になるのか、復興金になるのかわかりませんが、復興大臣は検討すると言っていましたから、私だけじゃなくて全員が行って直接テーブルで座って聞いていますので、ぜひそうしていただきたいというふうに思いますが、その辺の考えのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 学び支援コーディネーター配置事業、県のほうの10割補助委託

金でしている事業でございますが、これに対応する歳出科目が35ページでございます。23年度も3カ月、1月、2月、3月に実施したんですが、引き続き24年度ということでございます。

主な中身は、報償費は学び支援コーディネーターあるいはその支援員等、そういう方々のお礼といたしますか、これは経緯をいいますと志津川小学校から、避難所のときから、東京のNPOなんですが、子供たちの学習支援をしてきて、その後ホテル観洋のほうに移って引き続き小中高生の自主学習の支援というようなことで活動しておりまして、東京の大学生とかいろんな大学生をコーディネートして、学習を見てもらうというふうな形でございます。現在、登録になっている方々が100名近くで、常時20名ぐらい勉強しているというふうなことで、毎日小学校は1時間ぐらい、あるいは中高生は3時間ぐらいで、土日とか休日はさらにその時間を長くしてやっているような状況でございます。

旅費については、東京からのコーディネーターあるいは支援員の旅費、それから授業費についてはその教材、教書ということで、一応塾みたいに教える形でなくて、教材、教科書をそれぞれ持って行って、わからないところを教えてもらうというふうな形態でやっているようでございます。

あとは、使用料及び賃借料ということで、これは会場使用料とあとは車の借り上げは、それぞれ学習環境、仮設とか何かでいろいろ大変なので、送り迎えの送迎用の車両借り上げをというふうな内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、仮設のいわゆる入居状況というようなことでご説明をいたしたいと思います。

前回、お話ししたのが、空きがたしか22戸で、178件というふうなことを私、お話しをしたと思うんですが、178件の中には、いわゆる全部の相談件数が178件というようなことで、その中にはやはり狭くて入れないのでもう一つ貸してくれと、いわゆるルール上から逸脱したのも結構あったものですから、その辺を全部整理させていただきました。

今の現況を申し上げますと、空きがその後30件にふえております。実際の、いわゆる入居待ちといたしますか、申し込みの状況からいいますと約150件というような状況でございます。それを全部整理いたしまして、5月の末に入居者の先行委員会を開かせていただきました。その中で、いわゆる優先順位をつけて、優先順位の高い方から順に入れましょうというようなことに決定しておりますので、そういう形で随時入居をしていただくというような手はずに

はなっております。

ちなみに、入居のその優先順位なのですが、一番優先順位の高い方は、いわゆる仮設、あるいはみなし仮設も含めて入る資格はあるんですが今まで入っていなかったと、そういった方々を最初に優先しましょうと。それから、町外に出ている方が町のほうに戻ってきたいと、そういう方も優先しましょうと。その後に、通院あるいは介護度が高くて今の状況では難しいというようなそういった方々を入れましょうというような、そういういわゆる優先順位をつけまして、そういった形で順次入れていくというようなその準備を進めている段階でございます。

前回にお話しをしたのは、いわゆる入居されている方でどうも生活の実態のない方がいらっしゃるといようなことなので、その辺あたりも含めて今ちょうど実態調査に入っている段階でございますので、その辺によりましてまた入退去の戸数が変わってくるというような状況になると思いますので、現況といたしましては今のよう状況といようなことでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 農林行政担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 経営再開マスタープランの関係でのご質問にお答えさせていただきます。

農地復旧の考え方と進め方というようご質問をちょうだいしておりますが、まず考え方という部分におきましては、実際の工事を今後どのように進めるかというポイントと、もう一つはご質問のその遊休農地がこれまでもあって今後も出てくる可能性がある、そういった農地の復旧をどう進め、あるいは使っていくのかというようご質問の要素になるかと思ひますが、その後半の部分がいわゆるマスタープランという形で計画をつくる、そういった進め方になります。

まず、実際の工事のほう、災害復旧工事の考え方についてご説明させていただきますが、町全体の中で総面積で460ヘクタールの被災農地がある中で、査定を受けて今回農地復旧しようということになったのが350ヘクタールあるんですが、その中の圃場整備、きのうご質問いただいた圃場整備として今地域と進めているのが135ヘクタール。それを除いた細かな農地、いわゆる一体的な農地でない小さい面積の農地で集めますと、これが215ヘクタールもあります。この中に、先ほどご心配、ご質問いただきました遊休農地もやはり含まれておりまして、空からばんとう写真で撮った物での面積なものですから、今後は個別の農地の状況、これまでの利用状況と、それからその後の使用めどのある農地について復旧をかけるという前提

になりますので、それをアンケートで調査を行う計画にしております。

既に、昨年度から農地復旧の入っている場所もあるんですが、それらについては県のほうで個別に農家と調整しながら、復旧後は必ず使いますという回答のあったものについて利用しております。そういった形で進めます。ですから、明らかに遊休農地であったもの、そして今後使う見込みがないということになれば、それは対象外ということになります。

それで、先ほどのご質問の中で、もし仮にこれまでは使っていなかったんだけど、貸すんだという考え方の中での復旧はあるのかとなれば、それは可能です。ただし、ここでこのプランの関係が出てきますけれども、実は国のほうでは震災したすべての町に対して、今後復旧した後の被災農地の利用の仕方について計画を立てなさいと。基本的にどのように営農していくのか。例えば、機械ももうないし高齢化しているし、あるいは担い手もなかなかないとか、採算性の問題とかそういったことをすべて含めた中で、実際に農地復旧した後のその地域の農業をどうするんだと。それを地域ごとにきちっと話し合いを持ちなさいというようなことで、それに基づいた計画を出しなさいということが、実はこの経営再開マスタープランという名のもとに出すわけなんです。何分、今仮設住宅などでどどんみんな、こうばらばらになっている状態ですので、せいぜいアンケートで、文書でやり取りするぐらいのところ、まずは形をある程度考え方の基本を今年度つくって、その後復旧が見えてきた段階においてそれに手を加え直して、このマスタープランをつくっていきたいというふうに考えておまして、今回は今年度できるところまでその計画づくりを取り組みたいとするものでございます。

方法としては、アンケートもとりませんが、その前に農家の代表者の方々に集まっていただいて、協議会をつくって、それから関係機関も入った上でですけども、そして方向性など、国の制度などで利用できるものはこういったものがあるけれども、それを使ってどこまでできるでしょうかとかという、そういった話し合いに基づいて計画をつくっていく考えでございます。

なお、委託料の図面の作成につきましてなんですが、現在考えているのは、空から撮った写真の農地に色づけした図面ということに作成する方法になろうと思っておりますので、土地連のGPSデータなどをお借りする方法がいいのかなと今は考えてございます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 29ページの商工費7目の震災等緊急雇用対応事業費の13節の委

託料の内容でございますが、ここに四つの事業がございます。

まず、一つ目の震災復興記録事業委託料ということで、震災記録作成のために被災地のその写真だとか、それから成果品をこれは取りまとめるということで、町内の写真屋さんへ委託する予定でございます。

それから、2番目の歌津地区被災地コミュニティー再生支援事業に関しましては、これはすばらしい歌津をつくる協議会のほうに委託いたしまして、歌津地域のコミュニティーの情報誌の編集だそうです。編集が主なもので、それからいろんな支援団体等の受け入れだとか支援、それから震災関連グッズ、Tシャツだとかを作成して販売するというそういうような業務だそうです。すばらしい歌津をつくる協議会に委託という内容でございます。

それから、その次が学生が集う地域づくり推進事業委託料でございますが、これは今、入谷公民館の近くに学生、特に大学生を主とした研修センターを建設する予定なんだそうですが、それに先立ちまして、現在は任意団体という形になりますが、南三陸研修センターという名称のその団体に対して、それらの学生を受け入れるためのさまざまな研修プログラムの開発ですとか、あるいは町内に受け入れてどのようなことをするのかとか、そういうプログラムの開発だとかをするために、社協のボランティアセンターだとかあるいは観光協会だとかと連携しながらそういうプログラムをつくり上げると、そういうような事業でございます。

それから、四つ目の被災農地復旧推進支援事業でございますが、これは被災した農地の集積事業の支援業務でございます。具体的には換地が伴う業務になりますので、それらのその支援。その換地をするためには、もろもろの権利関係だとかデータを取りまとめる。それから、そういうことの推進協議会とかをつくりますが、その事務局、これをJAのほうに委託すると、そういう内容でございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、最初に集団移転の移転地の土地の賃貸なりの軽減策ということですが、仙台市等は確かに35年間ゼロとかそういった形で動いてございます。本町でも4月にお示しをいたしましたけれども、通常町の行政財産の貸付料については、土地の評価額の4%という形で条例の中で規定されておまして、ただ被災者支援という観点から土地を購入した方については、当然固定資産税というものにその次には反映されますので、その税率を同等に借りる方には1.4%という率でお貸しするという、一応独自の支援策を設けてございます。これが、町としての考え方であるということでございます。

それと、あと二重ローン対策につきましては、議員ご指摘のとおり、今後そういったお悩み

の方、次の再建に向けて悩んでいる方がいるかと思えます。実際、個別相談の中では、なかなかその辺までのお話しをされてくる方が実際少ないようございまして、ただ再建するための支援は何かないのかというお話しを受けているというふうに伺っております。二重ローンの住宅ローンの対策につきましては、県のほうで被災前の残債500万円以上、あと被災後に500万円以上の二重ローンを抱える方につきましては、5年間の利息相当分を補助するという制度もございまして、個別相談の中ではそういった話が来たときはそういった情報もお伝えをしておりますが、今後町にどれぐらいの方がいるかという部分も含めまして、金融機関等のご協力もいただきながら、当然実態を把握する必要はあるんだろうなというふうに考えてございまして、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時05分 休憩

---

午前11時25分 再開

○議長（後藤清喜君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 最初の13ページの県の支出金で、内容は課長の方から説明を受けまして大体わかったんですが、私ども昨年からこういった事業が行われているということは、しょっちゅうホテル観洋さんにいろいろな用事があって行ったときに、子供たちが随分勉強を熱心にやっているなということで見とおったんですが、当初私どもも、ああ、これは大変ボランティアさんのおいでになってありがたいなと、それからホテル観洋さんも場所を提供してありがたいなという感謝の気持ちでおったんですが、これを見ますと会場料ということで幾らですか、70万円ぐらい取っているんですか。そうですね、72万円。商売というか、そっちのほうにいつているのかなという感じが今いたしております。できれば、無償でやっていただければ、非常に地域住民の方々も感謝をするんじゃないかなという感じがしますが、いろいろと諸事情があってこういうことになっておるんでしょうけれども、この事件はわかりました。

次に、仮設ですね。課長の方から今、当初は178件、22戸の空き家と。178件というのは入居希望者。それが最近30戸が空き家になって、それでも希望者が150件だと。入居実態等々もこれから調査をしていくというようなお話しでありました。

実は、私もいろんな方々にこの震災になりまして相談を受けまして、特にこの仮設の入居に関して相談を受けました。一つの例なんです、ご夫婦2人で入居しておったんですが、こ

これは震災のせいではないんでしょうけれども、実際震災があろうがなかろうが通常あり得ることなんですが、夫婦の仲がちょっとぎくしゃくしてきたと。どうしてもこの同じ小さな部屋で2人いるのは厳しいと、別れることも考えているんだと、だから新しく空き家を借りたいんだという方も実際おったんです。ストレートに、私、行きました、担当のほうにね。こういう困っている方がいるので、どうなんですかと。いや、まだ法律上夫婦でしょうから難しいですねと。離婚したらというまではいかななくても、離婚したら考えることもできるわけですよ、世帯が別になりますから。町でそういうことをいうと、今度は離婚を助長させるような話にもなってくるので、そこが難しい状況なんです。それで、その方には今ご夫婦でいるから、別れる予定だということで新しい部屋を借りるということは、これは難しいですよというふうな話をしたんです。そうしたら、いやいや三浦議員さん、別れないでいるのに旦那と女房が別々に部屋を借りているんですよと、こういう話が来たんですね。それも町の職員だというわけです。何だ、それはうそでしょうということ。いやいや、何、実際そうなんです、法律上はまだ夫婦なのに旦那様は別な仮設、奥さんは1人で1DKでのうのうと暮らしていると、それは町の職員だと。いや、町の職員というのは特別扱いですねとここまで言われたので、本当にそれがあるのかどうなのかね。私はないと思いますよ。皆さん大変な思いをして、入りたくても入れない方が、住民の方々がいっぱいいる中で、職員が特別に別れないのに、片や別れたいと言っているのに法律上は夫婦だからだめだというだろうし、法律上夫婦でありながら別々な仮設を借りているということはいかがなものかなというふうな今思っ、一つの例ですけれども、お話ししましたけれどもね。

そういうこともあるので、優先順位はさまざまあるでしょうけれども、そういった実態というものをよく調べた上で、やっぱり貸す貸さないの判定というものをきちっとしていただければならないかなと。ましてや、今お話ししましたように、住民からおかしく思われては、これは大変なことなんです、それが本当だとするとね。中身はよくわかりませんよ、実態、そうなっている内容につきましてはよくわかりませんが、町民の方々からそういう話が出ていますので、その辺のところの調査をきちっとしていただかなければならないかなと、不公平が出てくるのではないかなというそんな思いから、今お話しをさせていただきました。

次には、26ページ、この農業のマスタープランの関係です。

課長もこれからいろいろと問題が起きてきて、大変かと思います。ただ、先ほどもちょっとお話ししましたように、この事業があるということで話がひとり歩きして、農家の方々がいろんな話をしているんです。とにかく国がただでやってくれるんだもの、この際、今まで遊

休農地で草ぼうぼうなんです。たまたま津波がそこに来たもんだから、ただ出直せるものだから直しましょうと、あとは貸すべしと、自分でやる気がないんですから。むしろもう3反歩や4反歩、あるいは2反歩なものですから、そこに新たにトラクター買った、田植え機械買った、それだけでなくあっても赤字経営ですから、ご存じのとおりね。それをあえてまたやるなんていう考えはないようです。ないんだけど、うまくいけば誰か使う人がいて、使っていれば幸い、御の字かなという感覚で今いるようですから、その辺のところの事業に対する説明というものをきちっとお話しをしてもらって進んでいかないと、ああこんなはずではなかったなどということにならないように、この事業の中身というものをきちんと説明して進めていっていただきたいなというふうに思います。

それから、4番、29ページですね。

4項目にわたりまして、一つ目の60万円の、これは町内の写真屋さんに記録というものを出すと。それから、歌津地区のコミュニティー再生事業ということですから、歌津のほうに委託をします。それから、次がこの入谷地区に研修センターというんですか、これを建設するんだと。その際のプログラムということで660万円、これは大金ですよ。具体的に、どのような研修センターで、どれぐらいの大きさのものなのか。その研修センターで行われる事業、研究をする内容等々、どういうふうなものなのか。これをお話ししていただきたいと。復旧推進支援につきましての事例はわかりました。

次は、防集のこの仙台市の無償貸し付けに対しましての、仙台市は政令指定都市ですからいろんな財源を確保できるわけで、そういったことになっても我が町とは違うということもわかっております。おりますが、被災された方々の境遇というのは、仙台市であろうが南三陸町の町民であろうが皆同じなわけですよ。たまたま南三陸町に生まれたから支援が薄いとか、ああ仙台に生まれればよかったなということにならないような行政サービスというのは、一手にしなければならぬんじゃないかということで今話しをさせておるわけです。

町長、どうですかね。先ほども話しましたがけれども、復興大臣、町で取りまとめて上げてこいと言うんですから、検討するからと言われましたので、ぜひ取りまとめをして、その二重ローンに関係からいろんな諸問題あるでしょう。抱えている問題が、個々にはみんな別々でしょうけれども、そのために防集に行ってもうちを建てられない。法では、土地を買った際には速やかに建設しなさいということで、何度も言うようですが速やかにというのは何カ月以内だ、何年以内だということになるんですけれども、しかしながらなかなか地代金を支払いながら、これは評価額の4%といえども幾らかは払っていかなくやならない。前のローン

も払わなきゃならない、新しいローンも払わなきゃならない。1円でも2円でも出費を抑えなければならぬというときに、そういうことで支出をするということは皆さん大変なわけですから、そういうことでせつかく復興大臣がまとめて持ってこいと言っているんですから、これ以上力強いものはないですよ。検討すると言っているんですから。ぜひ、早期に取りまとめて、南三陸町にはこれだけの数があって大変な時期にあるから、国の支援頼むというようなこと、皆さん行きづらいうちであれば、私どもまた議会で何度も行きますよ、その陳情書なり書類を持って。どんどん言ってください、私ども行きますから。向こうに宿を借りながらでもいいですよ。毎日詰めかけてもいいですから。やる気あるんですから、我々議会は。やる気満々ですからね、住民のためには、働かなきゃならないですから。そのところの考え方をお聞かせいただきたいと。

それから、一つ、先ほどちょっと忘れていたんですが、これは相対的に関連するんですが、義援金の関係です。昨日でしたか、おとといでしたか、3月20日現在で残金が5,000万円、今義援金がね。これからどのように配分するのか検討委員会でお話し合いするんでしょうけれども、現在までのその件数ですね、個人、法人あるんでしょうけれども。それは何件ぐらいになっておったか、幾らぐらいの義援金総額なのか。

それから、再三話しているんですが、やっぱり町民の方々からいまだに私ども言われているのは、どこからどのぐらいの金額が来たんですかねという問い合わせが結構あります。要するに、この件については私も何度もお話ししておるんですけども、公表されては困るという個人の方がおるということもわかっておりますが、その公表されては困る個人の方は公表しないで、公表しても構わない方々は出しても構わないんじゃないかなと思うんですよ。それは、結局住民の方々がどこから幾ら来て、どういうふうに配分したのかということを知りたいというわけなんです。だから、法制上無理なのか、あるいは相手方に対しての配慮の関係からできないのか。できないのとやらないのとは違うんだよね。そこなんです。ですから、法の関係でできないということであれば私どもも説明できるんですけども、いや何でできないんだということになってくると、住民サイドになってくるとクエスチョンマークがこう出てくるんですよ。それを我々にいわれても困るんです。本当に来た分を配分しているのかとそういうふうなことも今言われていますので、きちっとしたものを、明確なものをやっぱり皆さん方にお示しをしないと、そのクエスチョンマークというのが払拭できないのかなという感じがするんですが、その辺のところいかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、まず最初に仮設に関してお答えをしたいと思います。

確かに、種々いろいろな事情がありまして、その方々のパターンは多数でございます。中には、やっぱり極端な話ですよ。隣とうまくないので、そこを出て別なところを貸してくれというようなそういう方もいらっしゃるんです。それも含めて、前回言いました178件というのはそういうことなんでございますが、基本的には仮設に入る時点で3月11日の被災した時点の、いわゆる現況に合わせて仮設に入っていたというように、一番最初の現状でございました。その後、一たんすべての仮設に入居していただいた後に、種々そういう事情が生じたというように、今そういう申し込みが来ているというように現状でございます。

それも含めまして、やっぱり実態を調査しないとその辺あたりは優先順位等決められないというようにございますので、その辺の実態調査をさせていただいて、判断をさせていただきたいとそういうことでございます。

それから、義援金につきましてですが、正確な数字を申し上げますが、6月15日現在7億7,676万7,914円というようにございます。7億7,600万円というようにございますね。支給、いわゆる配分し終わった額ですが、7億958万8,000円と。この中から使途がはっきりしているというように部分がありまして、1,000万円ほどちょっと寄附金のほうに移動しておりますので、残額が5,717万9,914円と、5,700万円というようにございます。

配分につきましては、今までも申し上げておりますとおり義援金の配分委員会を通してというようにございますが、いわゆるその公表につきましては前回、その当時は危機管理課が担当だったというようにその当時の課長が答弁をしていると思うんですが、今のところは町としては公表はしないというように方向にしておりますので、法律上のことについては今から調べさせていただきたいと思うんですが、今のところ件数に関しても3,697件、約3,700件というようにございますので、ちょっとすべての方々の意向を今からお聞きをして、公表していかどうかというのは非常に難しいというようにもございますし、実際住所を公表されないのでお名前だけというような形で置いていった方もいらっしゃると思いますので、その方々の意向を今から調査するのも非常に難しいというようにございますので、今のところは公表をしないというように方向で進めていきたいとそういうふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 農林行政担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） さまざま農家の方々には、今被災しているいろんな今後の思いと

いますか、そういったものの中で、耕作放棄地をこの機会になどという考えもあるかと思  
いますので、そういったところは、県が事業主体となっておりますので、そちらにもお話し  
しながら適正に農家の指導をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 商工費のほうの緊急雇用事業のほうのその委託料の関係でござ  
いますが、南三陸研修センターのほうで行う事業というのは、先ほど申しましたように大学  
生等を中心にして、こちらのほうでの研修施設なるものが建設される動きがあるというこ  
とで、それだけではないんでしょうけれども、それらも含めて大学生をこちらのほうで受け入  
れるためのいろんなプログラムを作成するという事なんだそうですが、大学生のその研修  
センターをつくるという動きは東京圏のほうの大学がつくるんだそうですけれども、大学と  
いうのは学習の場だという考え方と、それから地域貢献も重要な役割だという考え方と、大  
きく分けて二つほどあるかとは思いますが、そういうことで入谷公民館の近くにそう  
いう建物を整備する動きがあるんだそうですけれども、それを踏まえての大学生等を中心と  
した、ほかから入ってくる方々にこの場での研修だとか、あるいはこの地域での貢献だとか  
それらのプログラムというか、そういうのが確立していればいいんだろうなということでの  
プログラム作成でありまして、じゃあそういうような研修に役立つようなプログラムが確定  
した暁には、それらを踏まえてそういう建物の機能だとかも確定していくのではなかろうか  
と思われませんが、そんなこんなで民間のほうの大学がそういうような建物を建てるんだとい  
う動きなものですから、実施設計がどこまでいっているのか、あるいはお尋ねの建物の大き  
さがどうなのかという、そこまでの詳細の図面というのは私どものところでは把握は、申し  
わけないんですけれども、してはございません。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 復興庁のみならず、これまでも政府関係には制度運用に当たってなかな  
かクリアできない、復興が進まないという部分については、これまでも国のほうにはお話し  
をしてきましたので、今後とも継続してそういった活動は展開していきたいというふうに思  
います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 順序がちょっと行ったり来たりするかもしれませんが、その義援  
金の関係ですけれども、その配分をしたのは義援金で、寄附金は配分していなかったとい  
うことだろうか、別々に。寄附金は寄附金でもう配分している。していないんでしょう、あ

くまでも義援金だけだということですね。その3,700件の義援金だということで、5,700万円ぐらいの残金があるということでしたので、7億円ですね。住民の方々は、先ほども言ったように、どこから幾らぐらい来たんだべなど。私どもも説明するときは、この件数と額は説明しているんです。ところが、なかなかそれだけでは納得というか、はあとは聞くけれども、それがまた出てくるんですよ、どこから何ぼ来たんだべねと。本当にその額、配分したのかやと今度はそこまで言ってしまっているんですね。そのことを払拭するには、やっぱり詳細なことも出して、100%じゃなくてもある程度の大まかなことも公表したほうが払拭するのかなという感じがいまだにしているんです。ですから、この質問を今させていただいているんですけれどもね。町としては、しないというふうなお話しでした。よその町のほうでもしないで進んでいるのかなという感じはするんですけれども、その辺どのようなことをしたら皆さんにわかっていただけるかなということも、これから考えていかなければならないかなと思いますので、ひとつ考えておいていただきたいというふうに思いますね。

それから、その農業費の整備の関係、とにかく参事も大変だろうけれどもとにかくきちっとその農家の方々に説明をして、やらない方には整備はできませんよと、整備をしたら必ず再生して、あるいは貸付等もやってくださいよという趣旨のものでしょうから、これの内容をきちんと説明して進めていただきたい。

それから、もう一つ聞きたかったのは、貸し付けする際に、貸し付けというか水田を借りる。その借りる方が町内なのか、あるいは町外からでもいいのか。あるいは、個人あるいは法人いろいろあるんですけれども、その辺の区分けはどうなって。今わかりますかね、その辺。ああ、わかりますか。じゃあ、それをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、復興大臣のほうの話ね。町長は町長で、どんどんこれまでと同じように要請をしていただきたいというふうに思いますが、一応私ども直接言われたものですから、町として上げてくれ、検討すると言っているんだから、その辺きちっと早目に出していただきたい。ね、課長ね、話だけ出して尻切れでは、ちょっと私どもの立場というか話した意味がありませんので、せっかくいいお話をいただいたものですから、これは私どもとしてもきちっと持っていかなきゃならないかなと思っていますので、大体いつころまでに把握できますかね、そういうの。一日でも早いほうがいいですよ、防集始まるんですから。その方向性というものを住民の方々も一日でも早くわかりたいと思うので、それをやっていただきたいと。

それから、大学の何だね。課長、民間の大学の方々がその地区に研修センター、研究センターを建設する予定があると、大学生を受け入れるためのね。そのプログラムとか何とか、

それは建設だけではなく、もろもろの内容のプログラムだと。六百六十何万円の予算をとるときに、本当に大学で建設するんですかということです。プログラムをつくって建設しなかったでは、660万円はどうなったのかということになるんですよ。だから、その辺なんですよ、予算のとり方というのは。見込みでやることも大事なのね。不用減で外せばいいんだから。そうは簡単に、やる前から不用減でやればいいんだということにはならないわけだ、議会で議決をするということはね。やる前提のもとで予算というものはとるものですから、その辺の確証というか、その辺も私どもはある程度知っておかなければならないわけなんです。どこの大学で、それはわかるんでしょう。それもわからない。じゃあ、どこから降ってわいてきた話なんだということになってくるね。

議会で予算を議決するという責任とかというものの考え方というのを、もう少し、我々、皆さんから出されたものを何もかもはいはいということで、聞くほうも悪いんですね、やるほうも。その辺の、とにかく内容を少し、もう少しでいいから、何ぼでも納得できるような説明していただけないかなというふうに思いますよ。わからないならわからないでもいいんだけれども、だから我々は難しいところなんだね。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 義援金の公表の関係でございますが、ちなみに3次配分が終わった時点で、その当時、2月に配分が終わっていましたので、その時点ではいわゆるその時点の決算報告というようなことで、3月号の広報に1面を割いて全部公表させていただいておりました。それは、お名前ではなくて金額というようなことで、その当時で7億2,290万円あったんです。配分を7億2,280万円までしましたよというような、いわゆるその内訳ですね。1次配分、2次配分、それから3次配分の内訳というようなことでございますので、なお今後また配分が決まりましたら、そのときに公表したいとそういうふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 農林担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 農地の貸し付けの関係についてお答えをさせていただきます。

貸し付けの相手につきましては、法人、個人問わず貸し付けが可能です。町内、町外かかわらずの貸し付けも可能です。その貸し付けの際につきましては、農業委員会の許可を得て、利用権設定をして貸し付けの手続をすることになります。

ただ、遠くから来て営農するとなれば、小さい面積ではなかなか借り手が見つからないということのほうがむしろ現実的でありますので、集落の中でまず一体的に地域で営農する努力を考えてもらいます。それもなかなか難しいというときには、町内で大きく今度は圃場整備

をする地域の中で、法人までいかなくとも大きな担い手ができれば、そういった方に使ってもらえるようなあっせん的な活動も行っていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、町内でこれからそういった多数の遊休農地なり、あるいは使わない農地が出てくると思いますので、それらは受け手側と引き合わせられるように一生懸命努力してまいりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 最後のご質問でございましたその大学の研修センターの建設の関係、今ご質問になっておりますその前段のプログラム開発事業の具体的内容については、詳しく私も承知しておりませんが、その話題となっています研修センターの建設関係の動向について、ちょっと話をさせていただきたいと思いますが、実は震災後、全国の各大学が震災の復旧・復興ということで、それから被災者の生活支援ということで、本町にも大分入っているいろいろな活動をいただいておりますけれども、とりわけ今回の計画は東京にございます大正大学が、今入谷地域で大変活動しております復興ダコの会も、実はこういった大学の支援をいただきながら今立ち上げて、軌道に乗っているような状況というようなこともございます。

そういった経緯がございまして、以後この1年の間に地域に、特に被災していない入谷地域に拠点を置きながら南三陸町の復旧・復興、被災者の生活支援をどう考えようかということで、各大学側もいろいろ連携を取りながらやってきてございまして、そういったことから端を発しまして、特に大正大学を中心に、実は3月か4月に新聞に載っていましたが、私大ネット36ということで、そういうネーミングでネットワークをつくろうという動きを大正大学を中心にしておったようでございます。文科省でその後の動向について記者会見したようでございますけれども、現在そういった趣旨に私立大学が25校が賛同してございまして、そこがお互いに拠出し合いながら、この地域に大学のそういう研修センターを建設しようという動きに具体的になっているようでございまして、今年度中に約100人収容のそういった研修センターを、さっきお話しがありました入谷公民館の近くの私有地に、地域の方々の協力をいただきながら建設をする予定だということで伺っております。

一部、文科省のそういった補助事業を受けながらということで、今具体的な計画ができていようございまして、そこに研修センターをつくりながら各大学のそれぞれカリキュラムとか、教育理念がそれぞれあるわけでございますけれども、ここを一つのそういった大学の人を育てるための研修拠点として活用したいと。加えて、この現場でそれぞれの若い次代を

担うその大学生が、この地域で地域の人たちと一緒に汗を流しながら、復興支援をしながら、それから学校独自のカリキュラムについても活動していこうということで、社団法人にいずれ切りかえる形で、大学側がそういった私大ネット36という組織体が建設しようという計画としては、具体的に一応お話は伺ってございます。

今年中に、そういった1期工事といいますか、そういったものを立ち上げたいというような形で、多分お話を聞いていると、農地の分についても農業委員会のほうに農転等の手続なども具体的にしている、終わっているというふうに聞いてございますので、その話としてはいずれ具体的に形が見えてくるだろうというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 二重ローンの実態の調査はいつごろまでかということでございますけれども、本当は個別面談をやりながらそういった確認も当初うちの課ではしていきたくはあったんですが、なかなか職員なり、コンサルさんも含めてなんですが、面としてそういった問題を抱えているというのはなかなか本人の口からは言い出しにくいと。直接言われた方には、先ほどの県の事業をお勧めするとかをやってきておりました。

いずれ、二重ローンだけじゃなくて再建支援にかかわる部分について、いろんな課題、皆さん持っていると思います。そういったものをトータルで調べる必要があるのかなというふうに思いますので、調査する内容も含めて早急に検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 復興課長ね、一つの例として二重ローンの話を出したんだけど、今言ったように再建に関してのいろんな何があるわけですよ。ですから、そういったもろもろの理由というものが、こういう理由のためになかなか賃貸もできないんだと、そういった方々が何人いるのかなということを早急に調べてもらいたいわけですよ。それを出さなきゃ、持っていかなきゃ、国のほうに町として持ってこいというんだから。そこを言っているんです。悪いことじゃないんですから、いいことですから、住民にとっては。ただ、仙台市のように町が独自で支援することができないということの前提において、今話をさせてもらっているんですよ。それを国から何とかしてほしいということなんです。悪いことじゃないんですから、町ができないことを国が検討するということをいっているんです。それを私どもが出すと、国のほうに持っていくということですから。そこなんです。それをぜひ早目にやっていただきたいというふうに思います。

それから、大正大学ですか。そこの予算そのものは、復興ダコの会のほうにあって、人件費とか何かに使われるわけではないですね。それをきちっと今、確認しておきたいんですよ。

それから、大学のほうでも農地転用か何かをやって、前向きにやっているから大丈夫だろうという、大丈夫だろうというか、見通しがついたということでしょうから、ぜひやっていただいて、できればここだけじゃなく震災に遭われた地域にも建設していただければ幸いかなと思うんですよ。その辺のところのお話も、副町長が窓口なんですか。（「いやいや、窓口ということじゃないですけども」の声あり）あんた、仕切っているんじゃないの。（「いやいや」の声あり）ああ、違うの。いやいや、何、今、課長からマイク取りかえして話したから、おれに任せろみたいなことでやっているのだから窓口かなと思ったんですが、その辺のところも、あともう少しで終わります。大学のほうにも、ならばここだけじゃなく町全体にやっていただけるようにお話ししていただければと思いますが、副町長いかがでしょうか、その辺の考え。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） さっきお話ししたように、今回の私大ネット36という組織の活動の目的では、別に入谷地域、建設場所はどうも今、入谷地域を考えているようですけれども、そこを拠点にして南三陸町全体、あるいはもう少し広げた地域全体についていろいろ学生が学び、そして被災者の皆さんと一緒に復興を考えていこうというそういう活動拠点にしたいということでございますから、当然地域全体、南三陸町が中心となって、あるいはその学習の場がもう少しこう広がることもあり得るだろうというように思いますので、当然町にとりましても大変ありがたい提案だというふうに考えてございますやに、必ずや町の復興にも何らかの形で貢献いただけるものだろうというふうに期待をいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時03分 休憩

---

午後1時10分 再開

○議長（後藤清喜君） ほかに質疑は……。すみません、14番議員が退席しております。

ほかに質疑はございませんか。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 多くの質問が議会のほうから出されていますが、一つだけお聞かせください。

20ページの13委託料、敬老会開催委託料。この分のちょっと説明してほしいんですが、9月

26日志津川と27日歌津、そして28日戸倉と入谷と、この場所ですね。どこになるのか。

あと、この開催に当たっての告知ですかね。その辺、ちょっとお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、敬老会についてご説明いたしたいと思います。

ご存じのとおり、こういった状況で皆さんもてんでん散り散りというようなことで、非常に今まで従来どおりの敬老会を開催するのは難しいというような判断のもとに、町内のホテルをお借りして、そちらに送迎をしてやろうかというようなことの予算措置でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 平時ですと、被災前ですと公民館とか、あと歌津のホームそういった場所を使ったりするんですが、今回に当たってはホテルということで行政のほうでは考えているようです。ホテルというと、ホテル観洋さんというような形の判断でよろしいのでしょうか。わかりました。

あと、送迎体制に関してもどういった体制でやるのか。

あと、やっぱり今後も、議員皆さんも仮設に当たって高台移転の情報を聞いていくと思うんですが、そういった折りに高齢者の方はやっぱりどうしても帰りたいというような気持ちが強みたいで、その辺の情報を把握するためにも、行政のほうからどういった方々が参加するのか、その辺ですね。送迎とどういった方々が参加するかと。

あと、町のほうではなかなか人数は把握できないんですけれども、できるだけ多くの方を集める手段でやると思うんですけれども、その辺どのような見通しをえがいているか。その辺をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、送迎についてでございますが、慰霊祭等でも、時刻表等全部周知をして、何時にどこそこというような形でバスを回したいと思っております。それに乗車をしていただくというようなことを考えております。

それから、ご案内でございますが、まだそこまで決定しておりません。今からですので、ご承知をいただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 行政のほうでどなたが出席して、やっぱり高齢者集まった方からの情報を得るといふことも必要なので、できれば復興推進課長とか、あと保健福祉課長、そして副

町長、町長、復興企画とかそういった住民の声を聞くためにも、行政からできるだけ多くの参加をいただいて話、聞き取りというような形ではないと思うんですけれども、情報収集ということで、その辺できればやってもらいたいと思います。

地域の中で、私も高台移転の意向調査で歩いてみているんですが、やっぱり帰りたいと。南三陸町の人たち、歌津の人たち、志津川、戸倉とそういった方々の元気な顔が見たいと。そして、皆さんどんな考えを持っているか聞きたいと。やっぱりそういった考えを住民の方は持っています。できるだけ多くの方々に声をかけ、参加をしてもらうような体制。そして、みなし仮設に結構、一時的な面でも家族の面とかそういった方向に一時滞在して、今戻っている方、戻りたいという方が、さっきも保健福祉課長が150とかやっぱりそういう形で話していましたが、そういったみなし仮設とか遠い部分のなかなか連絡がとれない部分の周知ですね、こういった情報の。その辺、最後にお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 内容については、今から集めるというようなことでございますので少しお時間をいただきたいと思いますが、基本的にはいわゆる敬老会というようなことなので、今議員さんがおっしゃったとおり、皆さんとお会いをしたいと。それから、楽しく過ごしたいというようなことでございますので、ここに報償費などを計上させていただいておりますが、アトラクションで皆さんに喜んでいただくとそういったことも考えております。

それから、周知の方法につきましては、やっぱり町外の方々については送迎バス等もちょっと把握が難しいというような点がございますので、ある意味、前にいいましたフォトパネル等で周知をする、あるいはそれ以外にチラシを仮設ごとあるいはみなし仮設のほうに送るといった、そういった手立てをしたいとそういうふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

1号)

○議長（後藤清喜君） 日程第4、議案第65号平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第65号平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入においては繰越金の増額に合わせて一般会計繰入金を減額し、歳出においては総務費を減額、諸支出金及び予備費を増額するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 細部説明をいたします。

予算書の52、53ページをお開きいただきます。見開きで歳入歳出が載っております。

歳入9款の一般会計繰入金、歳出の1款総務費でそれぞれ741万9,000円を補正してございますけれども、人事異動に伴う人件費調整でございます。

続いて、歳入10款繰越金に2億1,950万8,000円を増額しておりますが、この繰越金は次ページ、歳出11款の諸支出金に300万円を、12款予備費のほうに2億1,650万8,000円の財源となるものでございます。

ちなみに、予備費ですが、23年度において国の補助金の概算交付を受けておりますけれども、精算による返還金が出るためここに措置をしておくものでございます。

以上、細部説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第66号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第66号平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第66号平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一般会計繰入金及び繰越金を、歳出においては人事異動に伴う人件費、システム改修費及び介護保険料過誤納還付金等についてそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、ご説明させていただきます。

62ページをお開きください。

まず歳入でございますが、今町長申し上げましたとおり、一般会計の繰入金、これは職員給与費に係る調整分でございます。それから、繰入金1億186万6,000円というようなことで、これは過年度分の繰越金になります。

それから、次の63ページでございますが、下段のほう、委託料としてとっておりますが、介護認定システムの改修委託料でございます。

64ページ、これにつきましては、これも職員の人事異動に伴う給与費の調整分でございます。

それから65ページ、第1号の被保険者保険料の還付金というふうになっておりますが、これにつきましては23年度中に還付処理ができなかったというようなことで新たに還付するとい

うことなのですが、内容といたしましては特徴あるいは死亡した方、後半に死亡した方がおったんですが、それを年度内に処理がなかなかできなかったというようなことでございます。

それから、予備費として9,906万6,000円というようなことでございますが、過年度分の精算に伴う分の予備費として一たん予算化をして、今ちょうど精算の処理をしているとそういう段階でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 第67号 平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第67号平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第67号平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一般会計からの繰入金を減額し、歳出においては人件費について減額とするものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、説明をさせていただきます。

74ページをお開きください。

まず歳入でございますが、一般会計の繰入金900万5,000円の減というようなことでございます。それから、繰越金103万1,000円、これは前年度からの繰越金でございます。

歳出、75ページですが、今申しましたように職員の人事異動に伴う減額分というようなことでございます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第68号 平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第68号平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第68号平成24年度南三陸町漁業集落排水事

業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一般会計繰入金及び繰越金を、歳出においては漁業集落排水事業費をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、細部について説明させていただきます。

補正予算書の84ページ、85ページを願います。

今回の補正は、歳入につきましては繰越金の額の確定によるもので、歳出につきましては人事異動に伴う人件費を補正計上したものであります。金額につきましては、記載のとおりであります。

以上、よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第69号 平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第69号平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第69号平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一般会計繰入金及び繰越金を、歳出においては下水道総務費をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、細部について説明させていただきます。

補正予算書の94ページ、95ページをお開き願います。

今回の補正は、漁集と同じように歳入につきましては繰越金の額の確定によるもので、歳出につきましては人事異動に伴う人件費を計上したものであります。2人から1人に減員となっております。金額につきましては、記載のとおりであります。

以上、よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第70号 平成24年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（後藤清喜君） 日程第9、議案第70号平成24年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第70号平成24年度南三陸町水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、収益的収支において災害復旧債等の利息の償還費用などを追加するほか、人事異動等に伴う人件費の整理調整を行うものであり、また資本的支出においては建設改良費及び災害復旧債の元金償還金について増額するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、細部について説明させていただきます。

予算書の103ページ、104ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の予算ですが、収入において他会計補助金136万4,000円ですが、これは昨年度末に買い入れしました減収対策企業債2億8,140万円の今年度の償還利子272万9,000円の2分の1を一般会計から補助していただくものです。

支出ですが、これは特に説明を要するものはないかと思えます。

その104ページの資本的支出の支出ですが、建設改良費の委託料2,500万円、これは津波浸水区域外の被災水道管約72キロメートルを原形復旧した場合の設計書作成のための委託料であります。

二つ目の企業債償還金、これはここに記載した金額のとおりでございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 発議第2号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担  
免除の継続を求める意見書の提出について

○議長（後藤清喜君） 日程第10、発議第2号生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） ただいま事務局を通して朗読したとおりでございますので、またよろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

○議長（後藤清喜君） 日程第11、推薦第1号農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員会委員は2人とし、

氏 名 佐藤和子君

住 所 南三陸町志津川字清水浜78番地1

生年月日 昭和23年8月8日

氏 名 及川文枝君

住 所 南三陸町歌津字草木沢36番地

生年月日 昭和31年10月21日

以上の方を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員会委員は2人とし、

氏 名 佐藤和子君

住 所 南三陸町志津川字清水浜78番地1

生年月日 昭和23年8月8日

氏 名 及川文枝君

住 所 南三陸町歌津字草木沢36番地

生年月日 昭和31年10月21日

以上の方を推薦することに決定しました。

資料を配付いたします。

---

#### 日程第12 閉会中の継続調査申出について

○議長（後藤清喜君） 日程第12、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報に関する特別委員会、議会行財政改革に関する特別委員会、三陸縦貫自動車建設促進に関する特別委員会、東日本大震災対策特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

お諮りいたします。

本定例会に付された事件は、すべて終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、町長よりあいさつがありましたら、お願いいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、一言御礼を申し上げたいと思います。

6月19日に開会をいたしまして、本日22日、実質1日残して4日間のご審議を賜りまして、今定例議会に提案させていただきました全議案、議員の皆様方のご支援のもとにご承認を賜りましたこと、改めて厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

私から申すまでもなく、高台移転等含めまして町の復興事業につきましては、いよいよ本格化をしてきてまいります。そういった中で、町民皆さんが復興に向かって少しでも後押しをしていただけるそういう独自の支援はないのかというふうなことで、かねてより議会の皆さんからいろいろご指摘をいただいていたのですが、今定例会におきましてまずもって町としての支援策ということで打ち出させていただきました。

また、今議会で議員の皆様方からいろんなご指摘あるいはお話しを賜りましたので、そういうところもしっかりと我々も踏まえながら、これから町民皆様の復興へ向けての支援を後押ししていきたいというふうに思いますので、議会の皆さん方と一丸となって復興へ向かって歩んでいきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。大変ありがとうございました。

○議長（後藤清喜君） ここで、私からもあいさつをいたします。

4日間、定例会、本当に大変ご苦労さまでした。

今回は、慎重審議、当町議会、この震災の中町民のため、また震災復興のため各議員の活発なご審議いただきまして、本当にありがとうございます。

ことしは復興元年ということで、これから、先ほど町長も申しましたように高台移転が始まります。執行部、議会、一体となりまして、一日も早い復興を目指して頑張りたいと思いますので、今後とも議員の皆さんにはよろしくお願いをしたいと思います。

これで本日の会議を閉じます。

これを持ちまして、平成24年第6回南三陸町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時46分 閉会